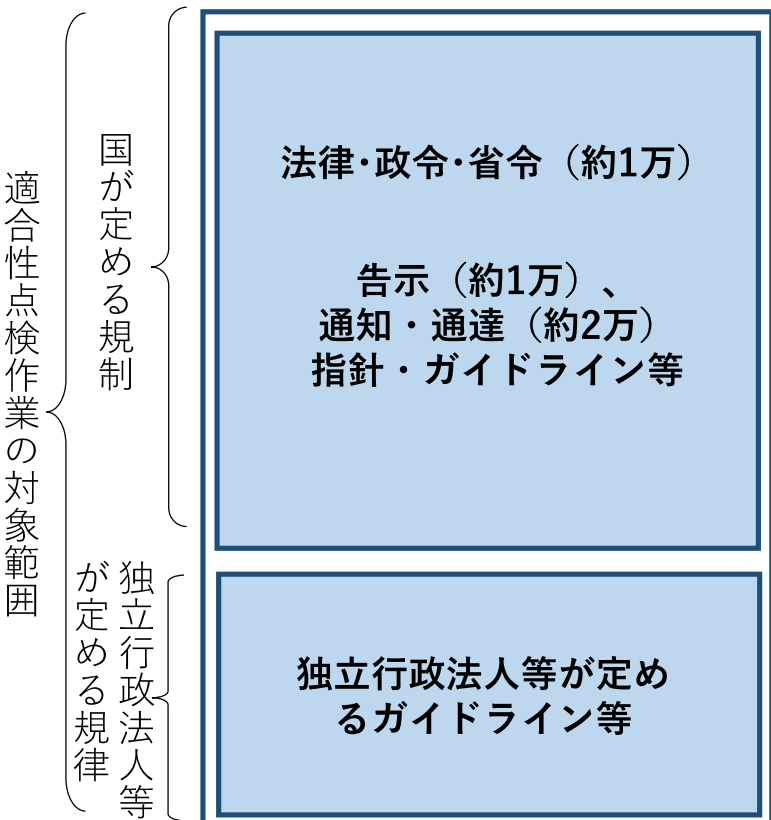


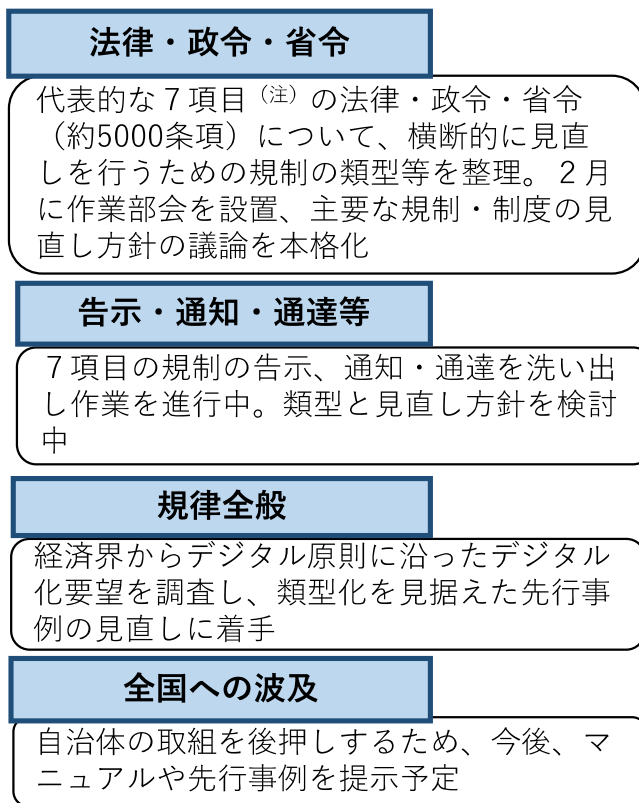
デジタル原則への適合性の点検・見直作業

昨年12月に策定したデジタル原則（原則①デジタル完結・自動化原則、原則②アジャイルガバナンス原則、原則③官民連携原則、原則④相互運用性確保原則、原則⑤共通基盤利用原則）に沿って、規制の点検・見直しを実施

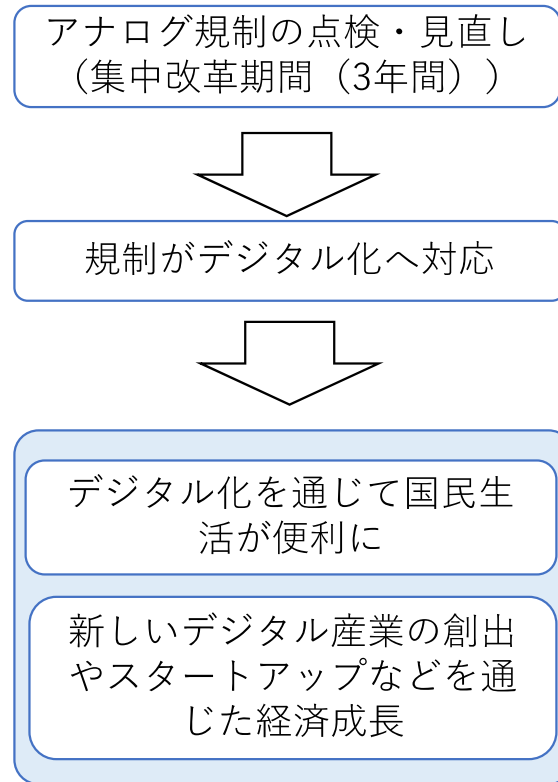
<適合性の点検・見直し対象の規律の範囲>



<点検・見直し作業>



<点検・見直し後>



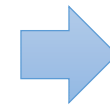
(注) 代表的なアナログ規制として考えている目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方

同じ趣旨・目的の規制を一括りにして類型化



類型毎に規制の見直しを行うことで横断的な見直しへ



デジタル社会にあった規制・制度に一括して変更

- 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分

規制を目的・趣旨毎に類型化

デジタル技術の適用段階を整理

先行事例を構築し、横断的な見直しを検討

<目視規制の例>

7項目のアナログ規制

目視規制

実地監査

定期検査

書面掲示

常駐専任

対面講習

往訪閲覧

検査・点検・監査

目視規制の中でも、健全度、長さ、高さ等、基準への適合性の判定を目的とするもの

調査

目視規制の中でも、土地や家屋等、実態・動向等の明確化を目的とするもの

巡視・見張

目視規制の中でも、施設や建物といったインフラ等の監視を目的とするもの

検査・点検・監査

Phase 1
目視・
実地監査規制

Phase 2
情報収集の遠隔化、
人による評価

Phase 3
判断の精緻化、自動化・
無人化

デジタル技術の適用段階を3段階に整理

先行事例の構築

+

類型・フェーズ毎に横断的な見直し

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合の判定
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 3

PHASE 2

デジタル技術の活用による
規制目的の達成

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化
(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の
進歩

類型 1

類型 2

類型 3

PHASE 3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

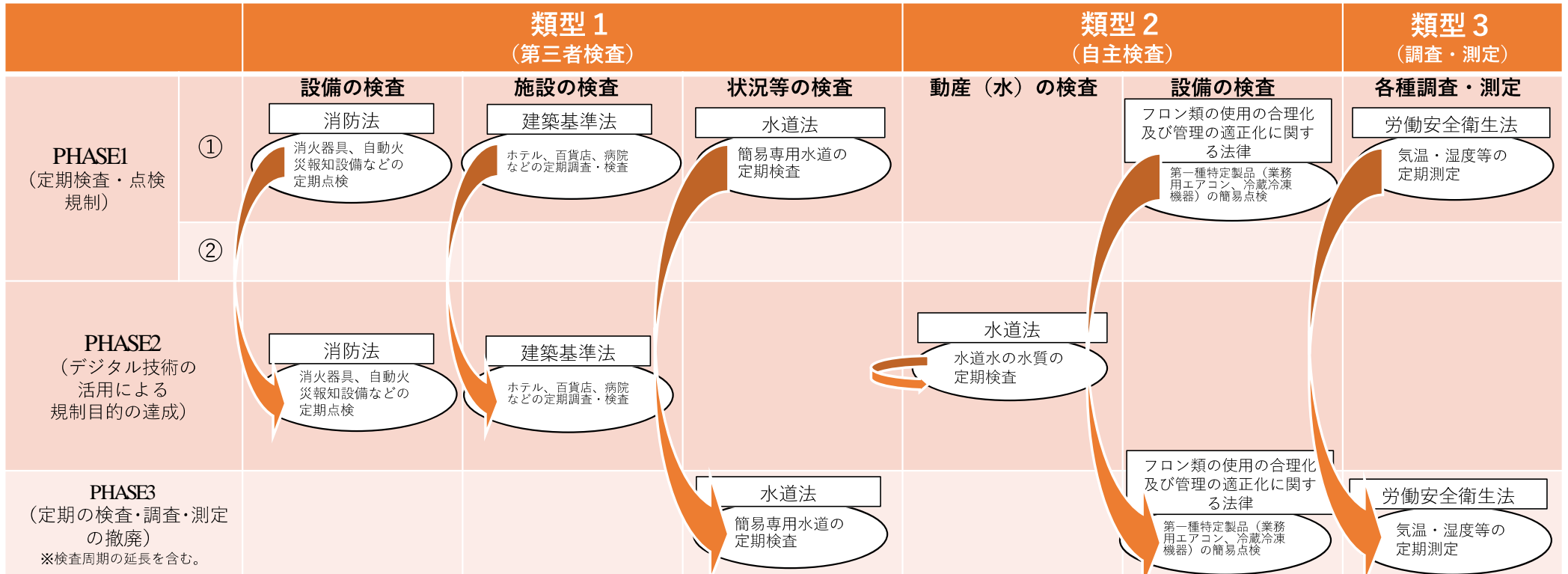
例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長

例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃
- 常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

一部の主要な定期検査・点検規制の合理化方針の詳細

- 消防法における消火器具、自動火災報知設備などの定期点検
【参考】特定防火対象物（ホテル、百貨店、病院など）の消火器具設置施設数989,626件、自動火災報知設備設置施設数629,543件（令和2年度末）
- 建築基準法におけるホテル、百貨店、病院などの定期調査・検査 【参考】特定建築物292,282件、昇降機等903,155件（令和2年度指定対象）
- 水道法における簡易専用水道の定期検査、水道水の水質の定期検査
【参考】・上水道事業:事業数1,312、給水人口1億2,128万人（令和2年度末） ・簡易専用水道：206,461施設（令和2年度末）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における第一種特定製品（業務用エアコン、冷蔵冷凍機等）の簡易検査
【参考】第一種特定製品の例：店舗用エアコン、冷凍冷蔵ショーケース
- 労働安全衛生法における気温・湿度等の定期測定



※作業部会で確認された課題の解決により、PHASEを進めることができると見込まれるものを示す。